海洋基本計画(抄)

12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

我が国が、新たな海洋立国を実現するためには、国民一人一人が海洋に関し深い理解と関心をもち、海洋立国の構成員として主体的に参加していく社会を構築していくことが必要である。このため、海洋に関する国民の関心を高めるための取組、次世代を担う青少年等の正しい知識と理解を増進するための取組、及び新たな海洋立国を支える人材の育成・確保のための取組を行う。

(1) 海洋への関心を高める措置

国際的な海洋秩序の枠組みを示した国連海洋法条約等の国際約束や、アジェンダ21を始めとする持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取組等を含め、海洋に関して講じた様々な施策に関する情報を公表する。この場合、可能な限り関係情報が一覧できるよう留意しつつ、インターネットや政府広報等によりわかりやすく情報発信を行う。また、そのような理解の増進に役立つ施設の公開等の取組を積極的に進める。

また、「海の日」や「海の月間」等に関連する行事を、地方公共団体、民間事業者等と協力しながら、幅広い参加を得る行事とすることが重要である。これらの機会を通じて、練習船等への体験乗船、各種海洋産業の施設見学会や職場体験会、海岸清掃活動、海洋安全や海洋環境保全についての啓発活動、海洋レジャーの普及や理解増進等の取組を進める。さらに、<u>海洋に関する様々な分野で顕著な功績のあった者の努力</u>を讃え、広く国民に紹介するための表彰を新たに行う。

さらに、国民が海洋にふれあう機会を充実する観点から、豊富な魚介類、優れた海岸景観、歴史・文化等に培われた風土、海洋レジャーに適した海洋空間等、地域それぞれが有する潜在的な海洋資源を活かした地域振興のための取組を推進する。また、公的な主体が管理している海岸線をできる限り住民に開放するとともに、海洋に関するレクリエーションの普及のため、小型船舶等の係留施設の整備、沿岸域における海面の利用調整ルールづくり等を推進する。

なお、海洋に関するレクリエーションの普及に当たっては、遊漁者やプレジャーボート利用者等への安全管理や海洋の利用に当たっての環境保護意識の啓発等の取組を推進する。

- (2) 次世代を担う青少年等の海洋に関する理解の増進(略)
- (3) 新たな海洋立国を支える人材の育成(略)